

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

## 2 本市動物行政の方向性

生命の尊重や尊厳を守るという視点に立って、従来の捕獲・回収・引取り等の取締りや管理などを行う動物行政から、動物愛護・適正飼育の普及啓発に重点を置いた動物行政に主体を移し、飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、市民と連携を図りながら取り組みます。

## 3 計画の実施期間

計画策定日から10年間(平成30年度末)

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

## 4 対象地域

福岡市内全域

## 5 計画の位置付け

本市では、平成15年3月に策定した「福岡市新・基本計画」において、「災害に強く、安全で安心して暮らせる都市となる」という政策目標を掲げています。

また、平成20年度には「福岡市新・基本計画」の第2次実施計画となる「福岡市2011グランドデザイン」～政策推進プラン～を策定し、平成20年度から平成23年度の4年間で重点的に取り組む施策を取りまとめています。

本計画は、この中の「都市生活者のルールを守る市民のまちづくり」を目指した主要事業である「動物の愛護及び管理推進事業」を進めるための計画と位置付けます。



# 第4章 施策推進の基本的な視点

本市における現行動物行政の課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、動物愛護と管理に関する施策を推進するにあたっては、以下の3つの「視点」をその基本とします。

## 1 関係者の責務と役割の明確化

動物を巡る関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。

なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

### (1)行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るために必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を担います。

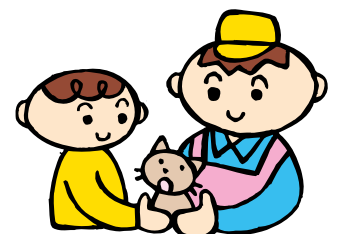
### (2)飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。

また、単に動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴うものと考えます。

### (3)動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解させる責務を担います。



## 第4章 施策推進の基本的な視点

### (4)動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

### (5)市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」や「動物による危害の発生防止に関する知識」について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

## 2 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。その実現のためには、動物にかかわる者とかわらない者の両者を含めた市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

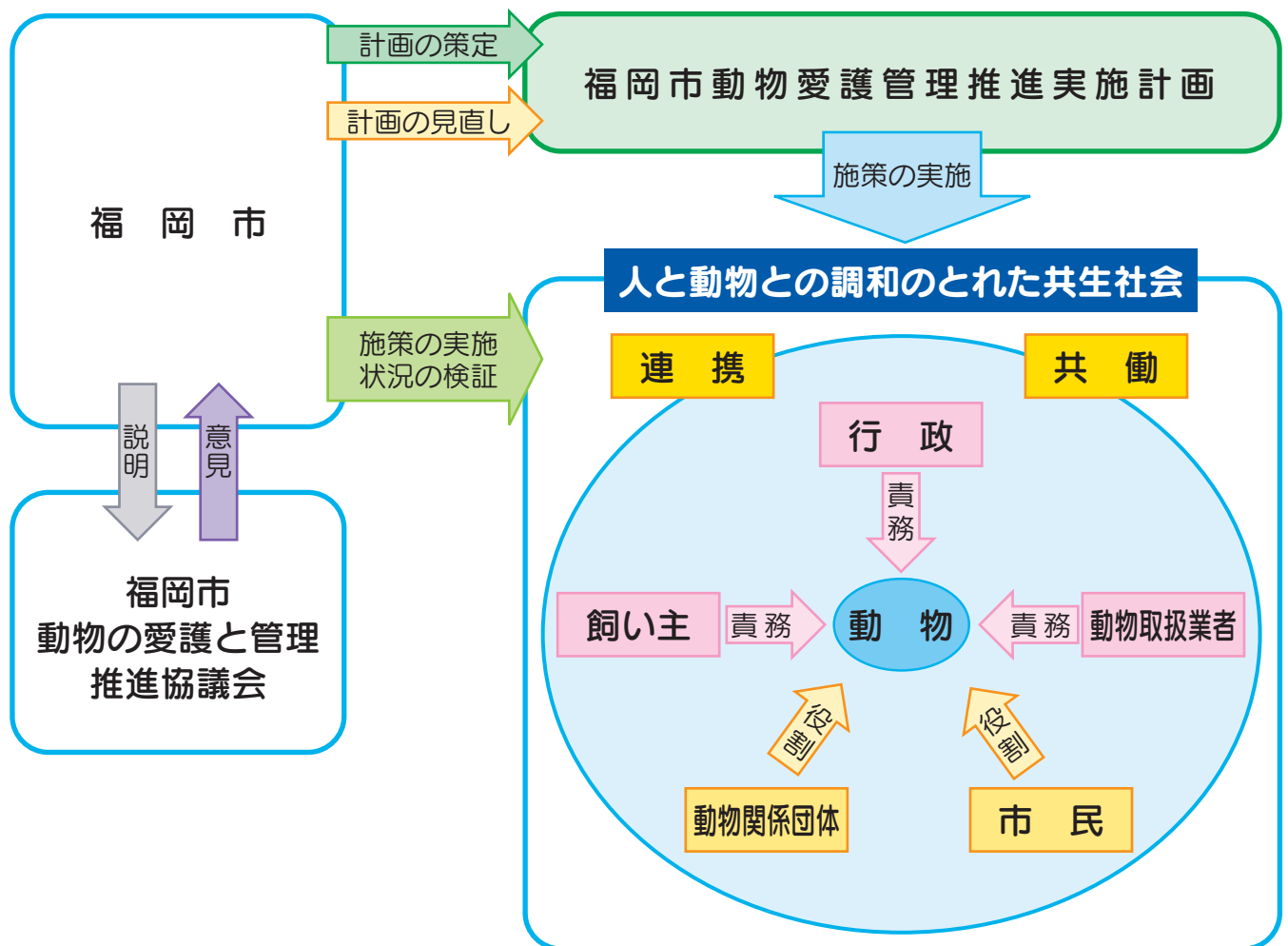
## 3 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように、主として行政だけで行う取組みには限界があります。そこで、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目標に掲げる動物関係団体との連携や協力体制を構築する必要があります。

# 第5章 計画の推進体制

本計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかを本市で検証し、必要に応じて協議会から意見を求め、それらを参考に本計画の見直しを行います。



# 第6章 目標

これまでのように、単に法令等に基づく業務を遂行するのではなく、その効果を判定するための指標としての目標を設定します。

## 回収・引取り頭数

国基本指針の中で示された「犬猫の引取り頭数を半減する」という目標を踏まえ、犬猫ともに平成19年度実績の半減を目標頭数とします。

### [回収]

犬(平成19年度 319頭) → **150頭以下**(平成30年度まで)

猫(平成19年度 1,141頭) → **570頭以下**(平成30年度まで)

### [引取り]

犬(平成19年度 177頭) → **80頭以下**(平成30年度まで)

猫(平成19年度 1,715頭) → **850頭以下**(平成30年度まで)

## 殺処分頭数

県推進計画の中で示された「犬猫の致死処分頭数(殺処分頭数)を半減する」という目標を踏まえ、犬猫ともに平成19年度実績の半減を目標頭数とします。

犬(平成19年度 337頭) → **160頭以下**(平成30年度まで)

猫(平成19年度 2,728頭) → **1,300頭以下**(平成30年度まで)

## 犬の登録

飼育されている犬すべての登録を目標とします。

## 犬の狂犬病予防注射実施率

狂犬病が国内に侵入した際に、その流行を阻止するために必要とされる狂犬病予防注射の実施率70%を目標とします。

